

## 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

### 《 複 利 型 》

2020年 4月 1日 現在

#### 〈自動継続扱い〉

##### 1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は証書（通帳）表面記載（以下「表面記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

##### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および表面記載の利率（継続後の預金については前記1(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。  
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を定期預金共通規定第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合ならびに同規定第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C. 1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D. 1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E. 2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F. 2年6カ月以上4年未満	約定利率×90%



② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C. 1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D. 1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E. 2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F. 2年6カ月以上3年未満	約定利率×80%
G. 3年以上5年未満	約定利率×90%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6カ月以上1年未満	約定利率×30%
C. 1年以上1年6カ月未満	約定利率×40%
D. 1年6カ月以上2年未満	約定利率×50%
E. 2年以上2年6カ月未満	約定利率×60%
F. 2年6カ月以上3年未満	約定利率×70%
G. 3年以上4年未満	約定利率×80%
H. 4年以上5年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

### 3. (定期預金共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定が適用されます。

### 4. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

